

条 例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十九号

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。